

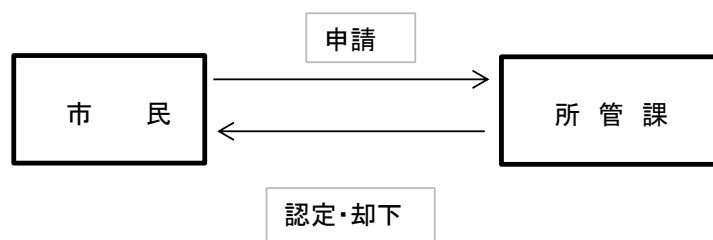
審査基準及び標準処理期間整理個表

番号 31

処 分 名	松山市重度心身障害児童福祉年金の支給決定	
処 分 の 概 要	松山市重度心身障害児童福祉年金の支給の決定を行う。	
根 拠 法 令 名	松山市重度心身障害児童福祉年金支給条例 (昭和42年条例第7号)	
条 項	第3条第2項	
所 管 課	障がい福祉課	
経由機関での処理期間	なし	
所管課での処理期間	20日	
標準処理期間	計	20日
判断基準	松山市重度心身障害児童福祉年金支給条例第2条に該当し、第4条各号に該当しないこと。	
【根拠法令等】	松山市重度心身障害児童福祉年金支給条例	
(用語の定義)	第2条 この条例で「児童」とは、次の各号のいずれかに該当する20歳未満の者をいう。 (1) 身体障害児童 身体障害者福祉法施行規則(昭和25年厚生省令第15号)別表第5に規定する障害等級3級以上の者 (2) 知的障害児童 児童福祉法(昭和22年法律第164号)第12条第1項に規定する児童相談所又は知的障害者福祉法(昭和35年法律第37号)第12条に規定する知的障害者更生相談所が判定した知的障害者のうち知能指数50以下の者 2 この条例で「保護者」とは、児童福祉法第6条に規定する者をいう。 3 この条例で「受給権者」とは、第3条第2項の決定をうけた者をいう。	
(申請および決定)	第3条 本市に引き続き1年以上居住している保護者は、この条例の定めるところにより、年金の支給を申請することができる。 2 年金の支給については、前項の申請に基づき市長が決定する。	
(失権)	第4条 受給権者が次の各号の一に該当するにいたつたときは、年金をうける権利を失う。 (1) 保護者および児童が本市に居住しなくなつたとき。 (2) 児童が死亡したとき。 (3) 保護者でなくなつたとき。 (4) 児童の障害の等級が4級以下になつたとき。 (5) 児童の知能指数が50をこえたとき。	

※根拠法令や審査基準の内容全てを記載することができない場合は、
それらが記載された文書等の縦覧をもって代えることができる。

手続の流れ



※根拠法令や審査基準の内容全てを記載することができない場合は、
それらが記載された文書等の縦覧をもって代えることができる。